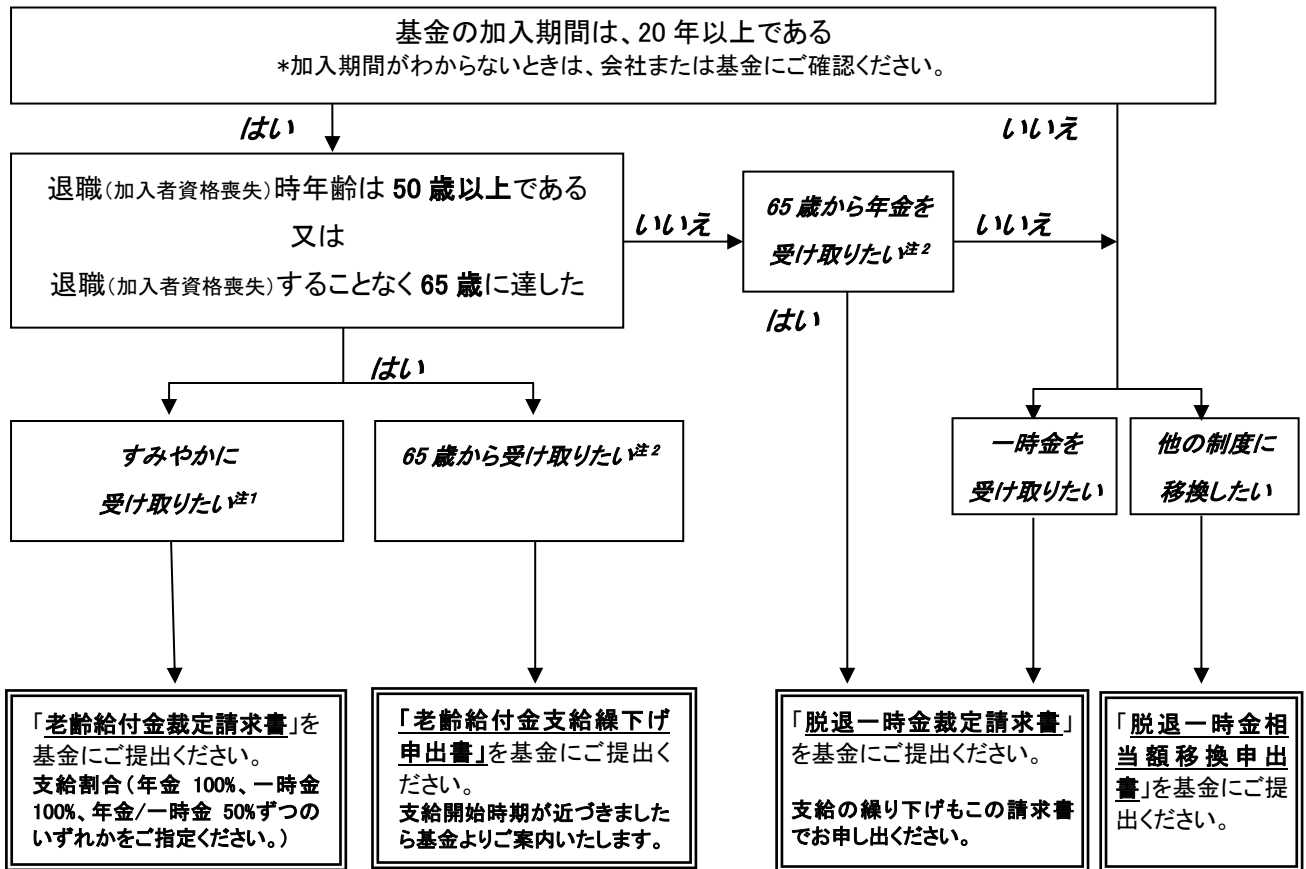


基金からの給付を受け取るには

ベネフィット・ワン企業年金基金

あなたが会社を退職するなどの理由により「ベネフィット・ワン企業年金基金」(以下「基金」といいます。)の加入者でなくなったときは、基金から給付金を受け取ることができます。以下の内容をご一読のうえ、必要な手続きをお願いします。「基金からの支給に関する手続きのご案内」には、詳細な説明を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

以下の流れ図を参考に、あなたがとる手続きをご確認ください。



注1 65歳になったときにまだ基金の加入者であるときは給付金を受け取らず、65歳以降の積立も加算して退職時(最長70歳)で給付(年金又は一時金)を受け取ることができます。
 注2 65歳未満で年金の受給権を取得した場合は、その支給開始を65歳まで繰り下げることができます。

各種請求書は、基金ホームページ(最終頁をご覧ください)からご入手ください。

基金ホームページの「給付金請求書」を選んでいただくと各種請求書が添付されています。



裁定請求書、退職所得の受給に関する申告書の書き方

脱退一時金裁定請求書の例です。老齢給付金裁定請求書、遺族給付金裁定請求書も同様の書式となっております。

【脱退一時金裁定請求書】

記入例

※基金の加入者期間が20年以上かつ50歳以上の退職または65歳到達時は「老齢給付金裁定請求書」をご使用ください。

脱退一時金裁定請求書

ベネフィット・ワン企業年金基金 御中

下記の通り、脱退一時金の裁定を請求します。 記入日 20**年 9月 3日

フリガナ ベネ トシオ 印 男

氏名 辺根 年男 (印) 女 S43年 8月31日

お住所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

お電話 (090) 1234-5678

基礎年金番号 0123456789

受取方法 ミツビシユーエフジイ シンジユク

金融機関コード(4桁) 0005 支店コード(3桁) 341

支給額を選択してください

① 一時金 加入者期間が20年未満の場合は、「1. 一時金100%」をご選択ください。

② 年金 加入者期間が20年以上かつ50歳以上の退職または65歳到達時は「2. 年金」をご選択ください。

③ 給付金をご辞退される場合は「3. 給付金ご辞退」を選択してください。

④ 退職による請求ではないので退職所得申告書は送付しません。(一時所得課税となります。)

※退職者年金保険被保険者でなくなったことにより資格を喪失した場合は、申告書を送付する必要があります。

【退職所得の受給に関する申告書】

記入見本

※退職に起因しない資格喪失による場合は提出不要

必須記入欄

退職所得の受給に関する申告書

退職の種類	退職した年月日	退職後受給する退職給付の種類	受給開始年月日	受給終了年月日	受給額	源泉徴収額
退職手当	20**年 3月 31日	退職手当	20**年 3月 31日	20**年 3月 31日	250,000	0
退職給付	20**年 3月 31日	退職給付	20**年 3月 31日	20**年 3月 31日	0	0
退職給付	20**年 3月 31日	退職給付	20**年 3月 31日	20**年 3月 31日	0	0

退職所得の総額 R4・3・31 250,000

控除額 0

*請求書に記載されている添付書類をご用意ください。特に「退職所得の受給に関する申告書」のご提出がない場合、給付金支給時に税金が源泉徴収される場合があります。(詳しくは「基金からの支給に関する手続きのご案内」に掲載しております。)

給付金のお支払いは、請求書が基金に届いてから約1ヶ月後となります。

給付金は、当基金で定める書類の受付締め日ごとに定める支払日にご指定の口座に振り込みをさせていただきますので、下記書類送付先まで必要書類をお送りください。

書類の受付締め日と支払予定日については、当基金のホームページをご覧ください。

書類送付先及び問い合わせ先

ベネフィット・ワン企業年金基金
 〒100-0004
 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 日本ビルディング9階
 ホームページ URL: <https://www.benefitdb.jp/>